

はじめに

1. 緑の基本計画制度創設の背景

「緑の基本計画制度」が創設される前までは、緑に関する計画として、「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」の2つの計画体系があり、「緑のマスタープラン」は、昭和52年の建設省都市局長通達「緑のマスタープラン策定の推進について」によりその策定が進められ、公園緑地等の配置を主体とした計画でした。また、「都市緑化推進計画」は、昭和60年の建設省事務次官通達「都市緑化推進計画の策定について」により、その策定が進められ、公共公益施設の緑化、及び民有地の緑化推進策を主体とした計画でした。このような中、平成6年6月に都市緑地保全法の一部改正により緑の基本計画制度が創設され、2つの計画を統合すると共に、法律に基づいた計画として、住民に身近な市町村がその特色を活かし、中長期的な視点に立って策定する都市の緑地と緑化の推進に関する基本計画として生まれ変わりました。

2. 本計画の目的と経緯

大磯町では平成4年度「大磯町緑のマスタープラン」が策定され、これを新しい制度のもと、平成12年に公募による町民や学識経験者の参加による自然環境保全と緑化推進検討チームにより、大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言がまとめられています。

本計画では、この提言にまとめられた現状における問題点、緑地の保全箇所、緑地保全・推進のための手法に基づき、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、町の基本的なまちづくりの方向を示す「大磯町第三次総合計画 1996～2005年度(平成8～17年度)」や「大磯町都市マスタープラン 平成8年3月」などの関連する計画と整合を図り、町の豊かな自然環境を保全し、緑あふれる都市環境を育成、創造していくために本計画を策定し、具体的な都市の緑に関わる施策を総合的、計画的に推進していくことを目的とします。

■大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言

大磯町「緑の基本計画」策定に向けての提言

——「紺碧の海に緑の映える——
住みよい大磯」を目指して——

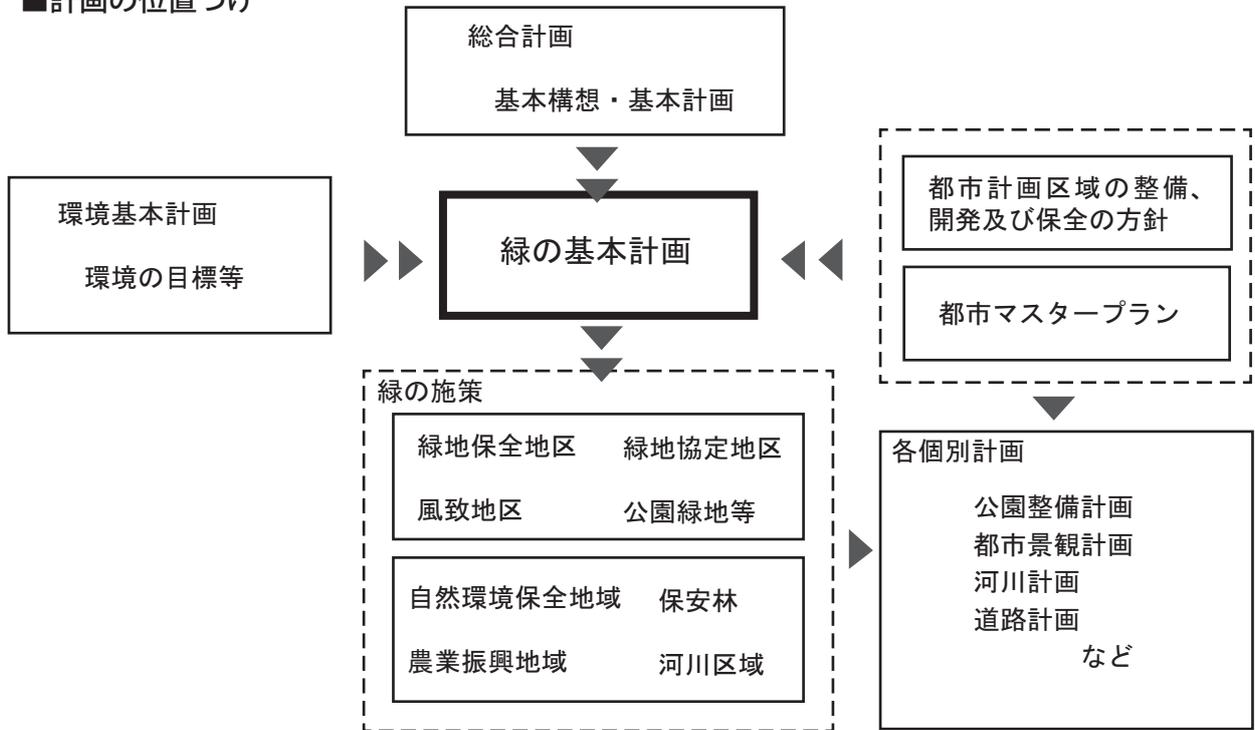
平成12年10月31日

自然環境保全と緑化推進検討チーム

3. 計画の位置づけ

この計画は、大磯町第三次総合計画と大磯町都市マスタープランの緑の施策の基本となる計画であり、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、今後、緑豊かなまちづくりに向けて展開される、緑地の保全と緑化の推進のための施策の指針となります。

■計画の位置づけ

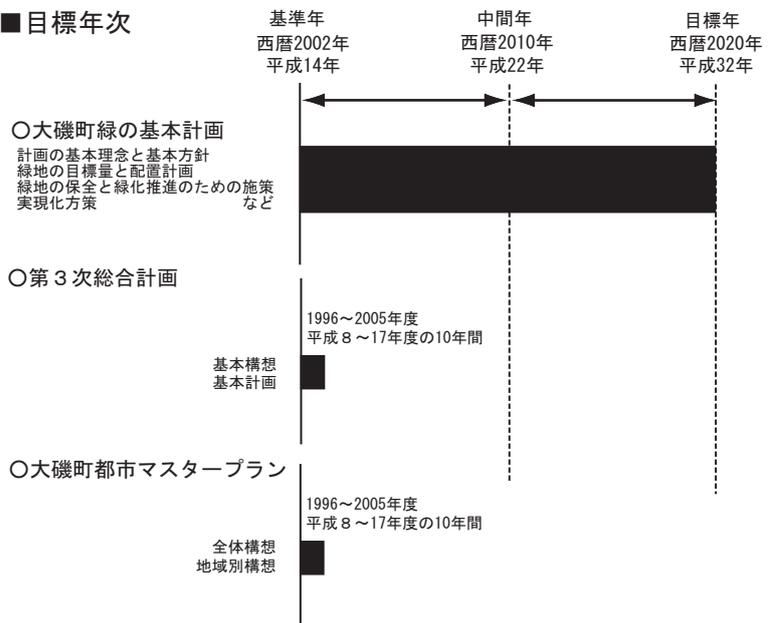


4. 目標年次

本計画は、大磯町の緑と水辺の将来像を想定し、概ね20年後の平成32年(西暦2020年)を目標年次とします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて見直すこととします。

■目標年次



5. 本計画の構成

本計画の構成は次のようになります。

